

改正

平成22年3月10日21千こ総発第702号
平成23年4月1日23千子子総発第20号
平成24年3月30日23千子子総発第334号
平成28年3月17日27千子子総発第289号
平成28年5月9日28千子子総発第45号
平成29年4月1日29千子子総発第43号
令和3年4月1日3千中等シ発第130号

(設置)

第1条 千代田区立九段中等教育学校（以下「本校」という。）における校長の学校経営を支援するため、本校の基本的な方針を協議し、自律的かつ柔軟な学校運営について助言する組織として、「千代田区立九段中等教育学校学校経営評議会」（以下「学校経営評議会」という。）を設置する。

(所掌事項等)

第2条 学校経営評議会は、校長が策定する学校運営に関する基本方針及び本校の校務運営全般について協議するとともに、次に掲げる事項を所掌し、校長又は千代田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に意見を述べることができる。

- (1) 学校運営、教育施策及び学校予算に係る提言
- (2) 学校評価の実施
- (3) 本校教員の採用に係る審査及び意見具申（非常勤講師及び東京都教育委員会との人事交流に係る教員の採用に関する事項を除く。）
- (4) 生徒に対する重大な処分に関する事項
- (5) 生徒自治会からの意見聴取
- (6) その他本校の運営について必要と認める事項

2 校長及び教育委員会は、学校経営評議会の提言や意見を尊重しなければならない。

(組織)

第3条 学校経営評議会は、学校教育関係者を始め、幅広い分野から教育委員会が委嘱する委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 学校経営評議会に会長及び副会長を置く。会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、学校経営評議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(招集等)

第6条 学校経営評議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、第3条に定める委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 会長は、協議事項に関して委員と利害関係があると認めるときは、当該委員を退席させることができる。

(会議の公開)

第7条 学校経営評議会の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができる。

- (1) 第2条第1項第3号、第4号、第5号又は第7号に掲げる事項を審議するとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、会議において取り扱う情報が千代田区情報公開条例（平成13年千代田区条例第2号）第7条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

(非公開の決定方法)

第8条 会長は、会議の内容が前条各号のいずれかに該当すると認めるとき又は委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とするものとする。

(学校会議への出席)

第9条 会長は、第2条第1項に規定する所掌事項の審査等に必要と認める場合は、校長の許可を得て、委員を本校の企画調整会議及び職員会議に出席させることができる。

(秘密を守る義務)

第10条 学校経営評議会に係る者は、学校経営評議会の運営上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第11条 学校経営評議会の庶務は、九段中等教育学校経営企画室において処理する。

(補則)

第12条 本要綱に定めるもののほか、学校経営評議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月10日21千こ総発第702号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日23千子子総発第20号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日23千子子総発第334号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月17日27千子子総発第289号）

この要綱は、平成28年3月18日から施行する。

附 則（平成28年5月9日28千子子総発第45号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日29千子子総発第43号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日3千中等シ発第130号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。